

〔緊急経済対策〕

## 室蘭市 住まいのリフォーム助成金

# 申請の手引き

### ●助成内容

- ・市内で建設業を営む個人又は法人が行う、住宅リフォーム工事、外構整備工事などの費用の合計金額が50万円（税込）以上の工事費用に対して助成します。
- ・助成額は、

**対象工事費の10%とし、20万円を上限とします**（千円未満は切捨て）

### ●助成の対象者、対象住宅（下記のいずれにも該当することが要件となります）

＜助成対象者＞

市内に住民票のある方（法人等は対象外）

＜助成対象住宅＞

市内において、自己が所有し、居住する専用住宅（マンションは専用部分）及び自己が所有し、専用住宅と同一区画の敷地内

※令和2年度に実施された「室蘭市 建設業応援 住まいのリフォーム助成金」を受給している方は、当助成金の対象外となります。

### ●事前受付期間（郵送又は持参で受付いたします）

**令和4年4月11日(月)から4月28日(木)まで**

（平日 8時45分から17時15分まで）

**※予算額に達し次第、受付終了とさせていただきます。**

■交付申請提出期限：令和4年11月10日（木）まで

### ●申請先・問い合わせ等

〒051-8530

室蘭市海岸町1-4-1（むろらん広域センタービル2階）

室蘭市緊急経済対策室

電話番号:0143-50-6640

# ■■ 事前受付から助成金交付までのフロー ■■

申請者

室蘭市

**① 助成金事前受付**

- 助成金事前受付書兼同意書
- 住宅の所有者が明らかとなる書類  
(固定資産税納税通知書の土地・家屋課税明細書の写し(令和3年度以降のもの)又は建物・土地の登記事項証明書の写し)
- 見積書の写し及び内訳書の写し

**② 助成金事前受付・受理**

※助成金事前受付書兼同意書の写し(受理日押印済)を郵送等によりお渡しします

※工事内容等につきまして、施工業者に確認することがあります。

※予算額に達した場合、受付期間内であっても受付を終了します。

**[受付期間]**  
令和4年4月11日(月)から  
令和4年4月28日(木)まで

**③ リフォーム工事着手**

※事前受付受理日前の工事着手は対象外となりますのでご注意ください

※事前受付後に工事内容の変更による助成金の**増額**はできません。  
また、工事内容の変更により、助成金が減少する場合は、事前受付変更又は中止の手続きが必要になります。

**④ リフォーム工事完成**

**[工事完成期限] 令和4年10月31日(月)**

工事期間中、または工事完了後に現地を確認することがあります。

**⑤ 助成金交付申請**

**[提出期限] 令和4年11月10日(木)**

- 助成金交付申請書
- 領収書等の写し及び明細書の写し
- 工事中及び完了後のカラー写真
- 助成金振込口座の預金通帳の写し

**⑥ 助成金の交付申請受付・審査**

↓

**助成金の交付額確定**  
[交付決定通知書の送付]

↓

**助成金の交付**  
[指定口座に振込]

## ■■ 申請等書類一覧 ■■

### ・助成金事前受付（受付期間:令和4年4月11日(月)から4月28日(木)まで)

※予算額に達し次第、受付終了とさせていただきます

	確認欄
<b>■助成金事前受付書兼同意書（様式第1号）</b> ・記入例を参考にご記入ください。	<input type="checkbox"/>
<b>■住宅の所有者が明らかとなる書類</b> ・固定資産税納税通知書の土地・家屋課税明細書の写し（令和3年度以降のもの）、本市市税課で発行できる土地・家屋課税明細書の写し、又は建物・土地の登記事項証明書の写し（申請日前3ヵ月以内に発行されたもの）、売買契約書など。	<input type="checkbox"/>
<b>■見積書の写し及び内訳書の写し</b> ・見積書については、施工業者の押印のあるものがが必要です。	<input type="checkbox"/>
<b>■着工前のカラー写真</b> ・申請する全ての工事部分の着工前部分が確認できること。	<input type="checkbox"/>
<b>※委任状</b> ・申請者ではなく、代理人が手続きを行う場合に必要です。	<input type="checkbox"/>

※郵送による受付も可能です。その場合、事前受付書及び添付書類に不備がないことが確認できた時点での受理となります。

※事前受付受理日前にリフォーム工事を実施した場合は、助成対象外となりますので、ご注意ください。

※事前受付後に工事内容の変更による、増額はできません。

### ・助成金事前受付(変更・中止)（工事内容の変更により、助成金が減少する場合）

	確認欄
<b>■助成金事前受付(変更・中止)書（様式第2号）</b> ・記入例を参考にご記入ください。	<input type="checkbox"/>
<b>■見積書の写し及び内訳書の写し（中止の場合は不要）</b> ・変更内容を含めた見積書の写し及び内訳書の写しが必要になります。 また、見積書については、施工業者の押印のあるものがが必要です。	<input type="checkbox"/>
<b>■着工前のカラー写真（中止の場合は不要）</b> ・変更受付する全ての工事部分の着工前部分が確認できること。	<input type="checkbox"/>

### ・助成金交付申請（提出期限:令和4年11月10日(木)まで）

	確認欄
<b>■助成金交付申請書（様式第3号）</b> ・記入例を参考にご記入ください。	<input type="checkbox"/>
<b>■領収書等の写し及び明細書の写し</b> ・領収書については、施工業者の押印のあるものがが必要です。	<input type="checkbox"/>
<b>■工事中及び完了後のカラー写真</b> ・工事部分ごとの工事中及び完了後の状況が確認できること。	<input type="checkbox"/>
<b>■助成金振込口座の預金通帳の写し</b> ・申請者の振込口座としてください。	<input type="checkbox"/>

※上記の他、申請において別途、必要書類の追加提出を求めることがあります。

※申請様式につきましては、市ホームページからダウンロードするか、むろらん広域センタービル2階 緊急経済対策室内、市役所正面玄関内、市民会館、蘭東支所、FKホールディングス生涯学習センターきらん、サンライフ室蘭、白鳥台ショッピングセンターハックなどに備え付けの様式を使用して下さい。

## ■■ 住まいのリフォーム助成金 対象工事表(例) ■■

事業内容	
対 象	●住宅工事
	▶ 住宅部分の増築、耐震化工事（基礎工事要す）
	▶ 屋根の葺き替え、塗装、防水工事
	▶ 外壁の張り替えや塗装工事
	▶ 雪止め金物の設置（屋根設置型）
	▶ 雨樋の改修
	▶ 風除室・サンルーム・バルコニーの改修、設置（住宅と一体であること）
	▶ 玄関ドア・窓サッシの改修、設置
	▶ 窓ガラスの交換
	▶ 網戸の交換、設置
	▶ 床・壁・天井の内装材改修
	▶ 建具の改修、設置
	▶ 畳・襖の新設、交換、畳の表替え又は襖紙貼替
	▶ 間取り変更に伴う壁等の設置、改修
	▶ 照明器具の設置、改修（固定されるもの）
	▶ スイッチ・コンセントの設置、改修
	▶ 住宅用エレベーターの設置、改修
	▶ 換気扇等の設置、改修
	▶ バリアフリー改修（手摺の設置、改修・段差解消など）
	●衛生設備設置工事
	▶ キッチン・トイレ・洗面台・ユニットバスの設置、交換
	▶ 給水・排水・ガス・灯油配管の設置、交換
	●冷暖房機器新規設置工事
▶ エアコン・FF式暖房機械、給湯器、ボイラー等の設置、交換（床、壁、天井に固定されるもの）	
●外構整備工事	
▶ 門・塀・柵・ロードヒーティングなどの改修、設置	
▶ 車庫・物置・カーポートの改修、設置（基礎工事要す）	
▶ ウッドデッキの改修、設置	
●解体工事	
▶ 助成対象工事に伴う解体工事	

事業内容	
対 象 外	新築・建替工事、中古住宅及び住宅用地の取得に係る費用
	事業に供するための資産に係る工事費（店舗、工場、事務所等に係るもの）
	店舗兼用住宅等の居住用部分以外の工事費
	設計費（確認申請手数料、各種試験費含む）
	家電製品の購入費（テレビ、冷蔵庫、洗濯機など）
	家具等の購入（タンス、ソファ、テーブル、カーテン、ブラインド、絨毯など）
	DIYに使用する材料費、看板の設置、改修
	敷地を更地にする解体工事

**室蘭市 住まいのリフォーム助成金 事前受付書兼同意書**

室蘭市 住まいのリフォーム助成金について、室蘭市 住まいのリフォーム助成金交付要綱第7条の規定に基づき、事前受付をしたいので、次のとおり提出します。なお、事前受付及び交付申請に当たり、私は、本市に住民票があることを、市が保有する公簿により確認すること、並びに助成対象住宅を所有していることを、市が保有する固定資産台帳等の公簿により確認することに同意するとともに、**次のアからウのいずれにも該当しないことを誓約します。**

- ア. 令和2年度に実施した「室蘭市 建設業応援 住まいのリフォーム助成金」の交付決定を受けているもの
- イ. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）
- ウ. 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

（宛先）室蘭市長

令和 **4**年 **4**月 **11**日

住 所	室蘭市 <b>幸町 1番 2号</b>		
ふりがな 氏 名	<b>むろらん たろう</b>		
	<b>室蘭 太郎</b>		(印) ※自署の場合は押印不要
生年月日	昭和 <b>平成</b> <b>1</b> 年 <b>1</b> 月 <b>1</b> 日生	電話番号	<b>22-1111</b>
着手及び完了 <b>予定</b> 年月日	着 手 令和 <b>4</b> 年 <b>5</b> 月 <b>1</b> 日から 完 了 令和 <b>4</b> 年 <b>5</b> 月 <b>30</b> 日まで（工事完了期限10月31日）		
見積書金額（税込）	<b>1,555,000</b> 円		
助成金対象工事費（税込）	<b>1,555,000</b> 円（見積書金額から対象外経費を引いた額）		
<b>助成金交付(予定)申請額</b>	<b>155,000</b> 円（助成金対象工事費の10%。上限20万円）		

**【添付書類チェックリスト】**

- ①  室蘭市 住まいのリフォーム助成金事前受付書兼同意書（様式第1号）
- ②  住宅等の所有者が明らかとなる書類  
（固定資産税納税通知書の土地・家屋課税明細書の写し（令和3年度以降のもの）また）
- ③  リフォーム工事の費用が分かる見積書の写し及び内訳書の写し
- ④  リフォーム工事部分の着工前カラー写真
- ⑤  その他、市長が必要と認めるもの

※交付（予定）申請額は、対象工事費の10%で上限20万円。千円未満は切り捨てとします。

**【算出例】**

対象工事費 1,555,000円  
 $1,555,000 \times 0.1 = 155,500$ 円  
 ⇒千円未満切り捨てにより  
 交付（予定）申請額 **155,000円**

※ 事前受付後に工事内容の変更による増額はできません。また、工事内容を助成金事前受付（変更・中止）書（様式第2号）が必要になります。

※ リフォーム工事完成後、助成金交付申請期限は、令和4年11月10日までとなっております。

※以下の欄には記載しないでください。

確認する公簿	確認した事実		確認年月日	受理
住民基本台帳	住民登録	有・無	令和4年 月 日	
固定資産台帳	住宅等の所有	有・無	令和4年 月 日	
<b>室長</b>	<b>主幹</b>	<b>主査</b>	<b>係</b>	

委任状

記入例

私は

△△建設(株)

□□ □□

を代理人と定め下記に関する権限を委任します。

記

- 室蘭市 住まいのリフォーム助成金交付申請等に係る手続き  
(事前受付・事前受付(変更・中止)・交付申請)

令和 4年 4月 11日

住所 室蘭市幸町1番2号

氏名 室蘭 太郎

印

※自署の場合は押印不要

**室蘭市 住まいのリフォーム助成金 事前受付（変更・中止）書**

室蘭市 住まいのリフォーム助成金について、室蘭市 住まいのリフォーム助成金交付要綱第8条の規定に基づき、事前（変更・中止）受付をしたいので、次のとおり提出します。

(宛先) 室蘭市長		令和 4年 4月 12日	
住 所	室蘭市 幸町 1番 2号		
ふりがな 氏 名	むろらん たろう		
	室蘭 太郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> ※自署の場合は押印不要		
生年月日	昭和 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">平成</span> 1年 1月 1日生	電話番号	22-1111
着手及び完了 予定年月日	着手 令和 4年 5月 1日から 完了 令和 4年 5月 30日まで (工事完了期限10月31日)		
	変 更 前	変 更 後	
見積書金額 (税込)	1,555,000 円	854,000 円	
助成金対象 工事費 (税込)	1,555,000 円	854,000 円	
<b>助成金交付 (予定)申請額</b>	<b>155,000 円</b>	<b>85,000 円</b>	

**【添付書類チェックリスト】**

- ①  室蘭市 住まいのリフォーム助成金事前受付（変更・中止）書（様式第2号）
- ②  変更内容を含めたリフォーム工事の費用が分かる見積書の写し及び内訳書の写し
- ③  変更内容を含めたリフォーム工事部分の着工前カラー写真
- ④  その他、市長が必要と認めるもの

※ 事前受付後に工事内容の変更による増額はできません。また、工事内容変更時は、変更内容を含めた事前受付（変更・中止）書（様式第2号）が必要になります。

※ リフォーム工事完成後、助成金交付申請期限は、令和4年11月10日

※交付（予定）申請額は、対象工事費の10%で上限20万円。千円未満は切り捨てとします。

【算出例】  
 対象工事費 854,000 円  
 $854,000 \times 0.1 = 85,400$  円  
 ⇒千円未満切り捨てにより  
 交付（予定）申請額 **85,000 円**

なお、中止の場合は、変更後欄の全てに0円と記入してください。

※以下の欄には記載しないでください。

				受理
室長	主幹	主査	係	

室蘭市 住まいのリフォーム助成金 交付申請書

室蘭市 住まいのリフォーム助成金について、助成金の交付を受けたいので、室蘭市 住まいのリフォーム助成金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり申請します。

(宛先) 室蘭市長

令和 4年 6月 1日

住所	室蘭市 幸町 1番 2号						
ふりがな 氏名	むろらん たろう			室蘭 太郎			
生年月日	昭和	平成	1年	1月	1日生	電話番号	22-1111
着手及び完了 年月日	着手	令和	4年	5月	6日から	※工事を実施した日付を記入 (予定日とずれても問題なし)	
	完了	令和	4年	5月	29日まで	(工事完了期限10月31日)	
助成金交付申請額	85,000 円 (事前受付時の助成金交付(予定)申請額と同額)						
下記の口座に振込みを依頼します。※通帳等の写しを添付							
金融機関	△△△△	銀行	金庫	□□□□	本店	支店	出張所
口座番号	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	0	1	2	3	4
						5	6
口座名義	室蘭 太郎			(フリガナ: ムロラン タロウ)			

【添付書類チェックリスト】

- ①  室蘭市 住まいのリフォーム助成金交付申請書（様式第3号）
- ②  リフォーム工事に係る支払額が分かる領収書等の写し及
- ③  リフォーム工事部分の工事中及び完了後のカラー写真
- ④  助成金振込口座が分かる預金通帳等の写し
- ⑤  その他、市長が必要と認めるもの

※以下の欄には記載しないでください。

助成金交付決定額	※対象工事費（税込）の10% ※上限20万円 ※千円未満切り捨て	円
----------	--	---

確認する公簿	確認した事実		確認年月日	受理
住民基本台帳	住民登録	有・無	令和4年 月 日	
固定資産台帳	住宅等の所有	有・無	令和4年 月 日	
室長	主幹	主査	係	